

令和7年度 なごや福祉用具プラザ主催

# 障害のある方と共に学ぶ福祉用具講座

## 語ろう!学ぼう!

# 福祉用具の活用と制度

## ～福祉用具の『65歳問題』への備え～

参加費  
無料

※40歳以上65歳未満の方でも、介護保険法が定める16種類の特定疾病によって要介護状態になった場合に、介護保険第2号被保険者となる場合があります。「40歳以上65歳未満」の方にとっては『介護保険申請をすると福祉用具のことはどうなる?』という内容です。

障害のある方が65歳を迎える頃になると、自治体の担当課から「介護保険」の申請に関する連絡が来ます。それは、障害者総合支援法第7条に「介護保険優先」の規定があるからです。障害のある方は、それぞれのご事情による福祉用具関連制度を利用しておられますが、各法制度には選択優先順位が決められています。この講座は、各法制度を利用中の障害のある方から寄せられた「65歳からどうなるの?」というご質問にお答えする内容を目指し、ご参加の皆様と共に学びます。

なお、この講座では、近頃ますます話題の「対話型AI」や「生成AI」も活用します。制度や関連情報を効率よくまとめてくれる「AI」の活用や、困難なことを少し容易にできそうなスマートフォンの「アプリ」や「アクセシビリティ」の活用についてご案内します。

**日時** 令和7年10月4日(土) 13:30～15:30 受付13:00～

**対象** ①障害者手帳をお持ちの方、障害のある方  
②障害のある方からの学びを希望される方 **定員各8名**

※この講座は、障害のある方の一般的な学びの機会として広報していますが、障害の有無を問わずご参加いただける講座です。お気軽にお問合せください。

**内容**  
1.語ろう!福祉用具の活用と制度  
2.学ぼう!介護保険制度の福祉用具・各法制度の優先順位  
3.教えて!福祉用具のことを「AI」に聞いてみよう・アプリ活用体験

※進行

なごや福祉用具プラザ ソーシャルワーカー  
なごや福祉用具プラザICTボランティア

※参加者(予定)

- ・障害福祉サービスの利用者
- ・ナ斯巴介護料受給者
- ・労災保険の義肢等補装具費受給者
- ・障害年金と老齢年金の受給選択予定者
- ・その他(どなたでも)



**問合せ申込み** なごや福祉用具プラザ

電話: 052-851-0051 FAX: 052-851-0056

Web:



担当: 本田・中山

申込用紙は裏面

申込受付

9月4日(木)午前10時から

来所、電話、FAX、Webのいずれかでお申し込みください。

電話 052-851-0051

FAX 052-851-0056

Web

開館時間：10時～18時 月祝休

なごや福祉用具プラザ

検索



## 開催日 令和7年10月4日(土) 福祉用具の活用と制度 参加申込

※この申込用紙でご提供いただく個人情報は、当講座の運営以外の目的での利用は致しません。

フリガナ	年齢	<input type="checkbox"/> 40歳未満 <input type="checkbox"/> 40～64歳 <input type="checkbox"/> 65歳以上	(任意)
氏名			歳
受講にあたって配慮が必要なことや希望がございましたらご記入ください。	連絡先	TEL FAX E-mail	
<b>参加の動機</b> (複数回答可。○をつけてください。)	<b>利用中の制度</b> (複数回答可。○をつけてください。)		
1 一般的な知識を得たい 2 福祉用具について学びたい 3 経験から学んだことを伝えたい 4 将来の不安について語りたい 5 自分以外の人への支援に役立てたい 6 その他( )	1 障害者総合支援法の障害福祉サービス利用 2 ナ斯巴介護料受給(対象者) 3 労災保険の義肢等補装具費受給(対象者) 4 障害年金と老齢年金の選択経験ありまたは準備中 5 何も利用していない 6 その他( )		

場所：名古屋市昭和区御器所通3丁目12-1御器所ステーションビル3階  
(地下鉄御器所駅2番出口から徒歩2分／駐車場あり)

地下鉄 御器所駅  
②番出口が近いです。  
階段が多いため、  
エレベーターご利用  
の方は⑧番出口  
(昭和区役所出入口)が  
便利です。



名古屋市  
総合リハビリテーション事業団  
マスコットキャラクター  
「リはみん」

